

女性の差別は 人権問題です

女性差別撤廃条約採択から30年が経ち、

男女共同参画社会基本法制定から10年が経った今…

平成21年度
稲城市

このパンフレットの発行は、「男女平等推進いなぎプラン」に基づく事業です。

「女性差別撤廃条約」について改めて考える…

1 女性差別撤廃条約とは

女性差別撤廃条約、正しくは「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」といい、政治や公的な活動での不平等、性的搾取の禁止、教育や雇用、家族関係での差別撤廃などを掲げた女性の「権利章典」です。

この条約は、1979年12月18日、国連総会で採択されて、今年で30周年という節目を迎えます。

また20世紀の国連文書の中では特筆に値すると言われるほど、世界の女性に大きな影響をもたらした条約としても知られています。中でも、第1条にある「『女子に対する差別』とは、性に基づく区別、排除または制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的、その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているか、いないかは問わない）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」という文言は、世界中の女性たちにとって目からウロコを落としたと言われています。

皆さんは、「目からウロコが落ちる」と言うこの条約について知っていましたか？

2 女性差別撤廃条約と日本

先進国で、72番目の条約加盟国という事実とその背景

しかしながら日本は、この条約を批准するには1985年までの6年間を待たざるを得なかったのです。

それは、条約を批准するとその条項を履行する義務が生じます。その当時のわが国では明らかに義務違反となってしまうため、まずは、国籍法の改正（1984年）や、男女雇用機会均等法の成立（1985年）など法整備を進めたのです。

それから1985年7月25日、日本は世界で72番目の条約加盟国となりましたが、経済大国、先進国と言われる日本としては、出遅れたスタートとなりました。

その後、学習指導要領の改正（1989年）や高等学校家庭科男女共修化（1994年）といった女性を巡る法制度にさらなる変革をもたらしたとされ、また1999年には男女共同参画社会基本法、そして2001年には配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律を制定して、少しずつではありますが女性政策が進み始めたのでした。



3 女性差別撤廃条約と日本の今

加盟後24年経った今もなお、進まぬ女性施策

この条約加盟国（186カ国）は、定期的に条約の実施状況を女性差別撤廃委員会（CEDAW）に報告し、審査を受けることになります。その結果、改善・整備が必要な場合についてはCEDAWから勧告が出されるのです。

2009年7月、ニューヨークの国連本部で6年ぶり4回目の日本に関する審査が行われました。ここで、夫婦同姓を定めた民法の改正論議が深まらないこと、そして女性の社会参画が遅れていること等、様々な分野で日本政府の取り組みが遅れていることを指摘されたのでした。実際に、女性の社会参画の度合いを示す国連の指標では、日本は108国中58位と先進国では低いレベルを指し、また国會議員（衆議院）の女性割合は1割に達せず、民間企業の女性の管理職の割合は課長職でも6.6%にとどまっており、政策決定段階での女性の登用が低いことがわかります。

男女共同参画社会の実現には、まだ多くの課題が残されている現状

一人ひとりの意識醸成が確かな一歩へ

◆ご利用下さい。男女平等推進センター

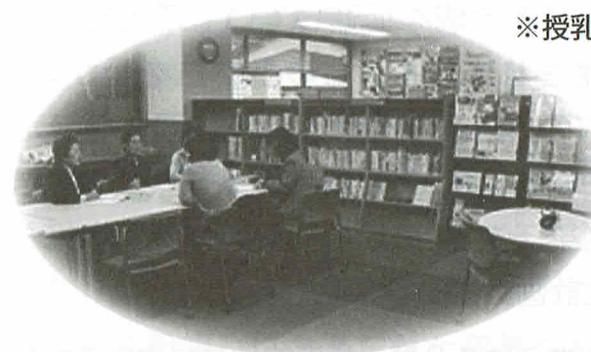
～男女共同参画社会の実現のために～

稻城市男女平等推進センターは、すべての人が性別を問わず個性と能力を充分に発揮できる拠点施設です。

男女共同参画や男女平等に関する資料の収集と提供など、日本における現状をまずは知ることが大切であり、また習得した知識をどう行動に移していくかを考えることが女性の地位向上に向けた確かな第一歩になります。

開館時間は午前9時～午後10時。休館日は第二火曜日と年末年始です。

※授乳によるご利用もできます。
(キッズルームにて)



こんな利用ができます!!

- ☆情報収集コーナー
- ☆打ち合わせコーナー
- ☆キッズルーム
- ☆印刷室
- ☆相談室

相談窓口 ひとりで悩まずにご相談ください!!

相談は無料、秘密は厳守します

いなぎ女性の悩み相談

生き方、結婚問題、家族や夫婦の問題、離婚問題、DVやセクハラ等…。

◆面接または電話相談は、前日までに予約が必要です。(男性は水曜日相談可)

電話 042-378-2112

相談日 第1・3水曜日、第4土曜日 10時～16時

「男女共同参画社会基本法」で何が変わったか…

1 男女共同参画社会基本法とは

まず始めに一般的に言われる「基本法」とは、“一定分野の政策に関する宣言とその推進に関する法規”であります。この法律も、男女の人権が尊重され、かつ社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関して基本理念を定め並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにし、男女共同参画社会の形成を促進していくことを目的として1999年に制定されました。この基本法を受けて、国は2000年に第一次の「男女共同参画基本計画」を策定し総合的かつ体系的に取り組み、2005年には改定をして「男女共同参画基本計画（第二次）」に沿って推進体制が強化されました。改定された計画の主要事項として、

- ① 2020年を目指し、あらゆる分野の指導的地位に占める女性の割合を30%程度に促進
- ② 女性のチャレンジ支援策及び再就職、起業等の支援策の推進と、起業等への取り組みの促進
- ③さらなる男女雇用機会均等の促進
- ④仕事と家庭・地域生活の両立支援策推進のための男女の働き方の大幅かつ具体的な見直し 等

10の項目を掲げています。

2 男女共同参画は誰のためか？

最近の男女共同参画意識調査の結果で、20代女性に専業主婦志向が高まるなど、若い女性たちの間では男女共同参画意識が退行しているという現象が見受けられます。

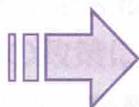
例えば、内閣府の世論調査では「男は仕事、女は家事」に対する20代女性の賛成率が、2002年では33.2%であるのに対し、2007年では40.2%と増えています。

考えられる要因として、一つ目は1990年代後半に若年者の非正規雇用が増えて収入格差が拡大し、その結果、男性間や女性間の格差が大きくなり、男女格差以上に意識されるようになったことが挙げられます。また二つ目として、今まで進めてきた男女共同参画政策が、例えば意志決定過程の女性参画の促進などは、事実上、学歴や能力等の条件が整った女性に対する施策が中心であったことです。それに加えて育児休業は原則正規社員でなければ使えないため非正規やフリーで働く母親にとっては行使できない施策であり、これでは男女共同参画といつても「すべての女性」「すべての母親」に与えられた平等な権利とは言いがたく、女性間の雇用形態によって不平等な施策でありました。

今回、男女共同参画社会基本法が制定し10年という節目を迎えた今、今まで歩んできた軌跡を確かなものとして形に残していくためにも私たち一人ひとりが現状をしっかりと把握して、男女共同参画社会の実現に向けて、一歩一歩確実に踏み出していく行動を起こすことが大切なのです。

アナタの愛する人（恋人）は、 アナタの人権を尊重していますか・・・

- ◆ 勝手に携帯電話の着信やメールの履歴をチェックする
- ◆ 大声での罵倒や人を馬鹿にしたり傷つける言動をとる
- ◆ 行動を監視したり交際範囲を制限、または性的関係を強要する 等



これは、**デートDV** という暴力です !!

暴力をふるわれるなど困った時は相談を
配偶者暴力相談支援センター

東京ウィメンズプラザ

03-5467-2455 9時～21時 年末年始を除く

東京都女性相談センター

03-5261-3110 9時～20時
土・日・祝日、年末年始を除く

東京都女性相談センター多摩支所

042-522-4232 9時～16時
土・日・祝日、年末年始を除く

夜間・緊急時は… 警察（事件発生時）110番

編集・発行

平成21年12月

稲城市企画部協働推進課女性青少年係

〒206-0802 稲城市東長沼 2112-1(地域振興プラザ内)

TEL 042-378-2112 FAX 042-378-6971

Eメール kyoudousui@city.inagi.lg.jp